

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

政府

ベトナム社会主義共和国

独立－自由－幸福

第 55/2013/NĐ-CP 号

2013 年 5 月 22 日、ハノイにて

労働派遣事業の許可、デポジットの納付、および労働派遣の実施可能な業務 のリストに関する、労働法の第 54 条第 3 項を詳細に規定する政令

2001 年 12 月 25 日付政府組織法に基づき、

2005 年 11 月 29 日付企業法に基づき、

2012 年 6 月 18 日付労働法に基づき、

労働傷病兵社会事業省大臣の提案により、

政府は、労働派遣事業の許可、デポジットの納付、および労働派遣を実施できる業務のリスト
に関する、労働法の第 54 条第 3 項を以下の通り詳細に規定する。

第 1 章

総則

第 1 条 適用範囲

本政令は、労働派遣事業の許可、労働派遣企業のデポジットの納付、および労働派遣を実施で
きる業務のリストに関して規定したものである。

第 2 条 適用対象

1. 労働派遣企業
2. 労働派遣の受け入れ先
3. 派遣労働者
4. 労働派遣に係るその他の機関・組織・個人

第 3 条 用語解釈

本法では、以下の用語の意味を次の通りとする。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 「労働派遣企業」とは、法律の規定に従って設立・運営し、労働契約に基づく労働者を雇用するが直接使用せず、別の雇用者に一時的に就労させるよう提供する企業である（以下、「派遣企業」と称す）。
2. 「労働派遣の受け入れ先」とは、労働者を確定期間で使用する需要があり、労働者不足を補うために派遣企業からの労働者を受け入れる企業・機関・団体・協同組合・世帯・個人である。
3. 「派遣労働者」とは、完全な民事行為能力を有し、派遣企業と労働契約を締結し、労働派遣の受け入れ先の管理の下で、確定期間就労するよう受け入れ先に派遣される労働者である。

第4条 労働派遣事業における禁止行為

1. 労働派遣企業に対して

- a) 労働派遣の受け入れ先が派遣労働者と合意した内容より低い水準で、労働者に給与やその他の諸手当を支払うこと。
- b) 労働派遣の目的のために、労働派遣事業許可書を他の企業に貸すこと、または他の企業から借りること。
- c) 派遣労働者から費用を徴収するか、または労働者の同意なしに派遣を行うこと。
- d) 労働派遣を行うが、本政令の附録5に定める業務のリストにない業務で実施するか、または派遣期間が本政令第26条に定める期間を超えること。
- d) 派遣企業がメンバーである経済団体、親会社・子会社の関係である他の企業との間で労働派遣事業を行うこと。

2. 労働派遣の受け入れ先に対して

- a) 派遣労働者から費用を徴収すること。
- b) 派遣労働者を別の雇用者に派遣すること。
- c) 派遣労働者に、本政令の附録5に定める業務のリストにない業務を行わせるか、または労働者の使用期間が本政令第26条に定める期間を超えること。

第2章

労働派遣事業許可書の発給条件・手続き・権限

第1節

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

労働派遣事業許可書の発給条件

第5条 労働派遣事業許可書の発給条件

企業は、以下の条件を十全に満たした場合、労働派遣事業許可書の発給を受けられる。

1. 2,000,000,000 ドンのデポジットを既に納付していること。
2. 本政令第6条に定める法定資本金を確保すること。
3. 本政令第7条に定める本社を有すること。
4. 企業の最高指導者が、本政令第8条に定める条件を確約すること。

第6条 労働派遣事業に対する法定資本金条件

1. 労働派遣事業に対する法定資本金は、2,000,000,000 ドンである。

派遣企業は、稼働期間にわたって法定資本金を下回らないレベルで、定款資本金を維持しなければならない。

2. 本条第1項に定める法定資本金条件を満たした証明書類は、以下の書類を含む。

a) 株式会社の場合は創立株主の出資覚書、二人以上有限会社の場合は創立メンバーの出資覚書、一人有限会社の場合は所有者の資本出資決定書、私営企業および所有者が個人である一人有限会社の場合は所有者の資本登録書。

b) 現金で出資した資本の場合、ベトナムにおいて営業を許可された商業銀行（企業が出資資本を現金で預けた場所）が発行する、預けた資本金についての確認書。

c) 資産で出資した資本の場合、ベトナムにおいて価格評価機能を有する組織による出資資産の評価結果の証明書。本証明書は、管轄の経営登録機関に書類を提出する日まで、有効期限が残っている必要がある。

3. 国内企業と連携する外国企業の場合は、以下の条件を満たす必要がある。

a) 労働派遣事業を専門的経営分野としており、10,000,000,000 ドン以上の資本金・資産総価値を有する企業であること。

b) 労働派遣分野において、5年以上の営業経験を有すること。

c) 企業および企業の出資資本を有する代表者が、所在国の法律、または関連する国の法律に違反したことがないことについて、所在国の所轄機関の証明書を有すること。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

上記の書類は、ベトナム語に翻訳され、海外におけるベトナム外交代表機関・領事館により認証され、ベトナム法規に基づき領事合法化される必要がある。

第7条 労働派遣企業の本社・支店・駐在事務所の設置場所の条件

労働派遣企業の本社・支店・駐在事務所の設置場所は安定した場所で、所在期間が2年以上でなければならない。経営登録の名義人が所有する建物である場合、許可書の発給・再発給・延長の申請には合法的な書類が必要となり、貸家の場合は、有効期間が2年以上のリース契約書が必要となる。

第8条 労働派遣企業・支店・駐在事務所の最高指導者の条件

1. 十分な民事行為能力を有し、履歴が明確であること。
2. 労働派遣事業における3年以上の実務経験を有すること。
3. 労働派遣事業許可を申請する前の3年間、経営登録証が没収された企業の最高指導者に就いておらず、または経営登録証の発給・再発給および労働派遣事業許可書の発給・再発給・延長の申請書類の偽造の再犯行為がないこと。

第9条 労働派遣企業の管理者・最重要役職の担当者・定款資本金の所有者の変更

派遣企業は、管理者・最重要役職の担当者・定款資本金の所有者を変更する場合、企業法および関連の法的文書の規定に従い、本政令第5条に定める条件を遵守すると共に、変更日の前の10営業日以内に、労働傷病兵社会事業局に書面で通知しなければならない。

第10条 労働派遣企業の場所・地域・営業開始時間および管理者・最重要役職の担当者の通知

1. 労働派遣企業は、労働派遣事業開始日の前の10営業日以内に、本社・支店の所在地の労働傷病兵社会事業局に、本社の設置場所・営業拠点・営業開始時間について書面で通知しなければならない。労働派遣事業許可書の複写、および労働派遣企業の管理者・最重要役職の担当者名リストも併せて提出する必要がある。
2. 労働派遣企業の本店・支店・駐在事務所の場所を移転する場合、移転日の前の15営業日以内に、労働派遣企業の最高指導者は、労働傷病兵社会事業局、派遣労働者および労働派遣の受け入れ側に、新規の場所について書面で通知しなければならない。

第2節

労働派遣事業許可書の発給・没収の権限・手続き

第11条 労働派遣事業許可書の発給・再発給・延長の申請書類

1. 労働派遣事業許可書の申請書類は、以下のものを含む。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 本政令の付録 2 のフォームに準ずる労働派遣事業許可書の申請書
- b) 本政令第 6 条に定める法定資本金の条件を十分に満たした証明書
- c) 本政令第 16 条に定めるデポジットを払い込んだ確認書
- d) 企業法の規定に準ずる企業登録証明書
- d) 法律の規定に準ずる企業の最高指導者の履歴書
- e) 本政令第 7 条に定める設置場所の条件を十分に満たした証明書

2. 本条第 1 項 a、b、c、d、e、に定める文書を含む、労働派遣事業許可書の再発行・延長の申請書類

第 1 2 条 労働派遣事業許可書の期間

- 1. 労働派遣事業許可書の期間は、36 ヶ月を越えてはならない。
- 2. 労働派遣事業許可書の延長の場合、その期間は 24 ヶ月を超えてはならず、延長回数は 2 回を超えてはならない。

再発給される労働派遣事業許可書の期間は、以前発給された許可書の期間を超えてはならない。

第 1 3 条 労働派遣事業許可書の発給・再発給・没収の権限

- 1. 労働傷病兵社会事業省大臣は、労働派遣事業許可書の発給・再発給・延長・没収を行う。

労働派遣企業は、労働派遣事業許可書の発給・再発給・延長を申請するために、労働傷病兵社会事業省に本政令第 11 条に定める書類を提出する。

- 2. 労働傷病兵社会事業省大臣は、本政令第 2 章第 1 節の規定およびその他の関連規定に基づき、新規発給の場合は、合法的な書類を受領した日から 30 営業日以内、再発給・延長の場合は 20 営業日以内に、労働派遣事業許可書の発給・再発給・延長を決定する。

労働派遣事業許可書の発給・再発給・延長を行わない場合、労働傷病兵社会事業省大臣は文書にて回答し、その理由を明記化する。

第 1 4 条 労働派遣事業許可書の没収

- 1. 以下の場合に、労働派遣企業は労働派遣事業許可書を没収される。
 - a) 法律と本政令の規定に従って企業の義務を履行しない場合

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

b) 本政令第 5 条に定める条件につき虚偽の申告、または本政令第 11 条に定める文書の偽造、または労働派遣事業許可書の内容の修正を行う場合

c) 本政令第 4 条第 1 項の規定のいずれかに違反した場合

d) 12 ヶ月以内に、労働法の違反による 3 回の行政処分を受けた場合

d) 本政令第 18 条に定める期限の後、デポジットの追加納付を行わない場合

e) 営業を終了する場合

g) 労働派遣事業許可書の発給日から 6 ヶ月以内に営業を行わない場合

h) 企業登録証明書が没収された場合

2. 労働派遣企業は、労働派遣事業許可書を没収されるか、または再発行・延長できない場合、派遣労働者および労働派遣企業の間締結した契約書は、労働法第 36 条に定める場合を除き、引き続き有効である。

第 3 章

労働派遣企業のデポジットの納付、およびデポジットの管理

第 15 条 デポジットの使用

デポジットは労働派遣企業が派遣労働者との労働契約に違反する、または派遣労働者の合法的権利や利益を確保しないことにより損害を起こした場合に、派遣労働者に給与や補償金を支払うために使われる。

第 16 条 デポジットの納付とデポジットの納付の手続き

1. 労働派遣企業は、当企業が主な取引口座を開設する商業銀行（以下、銀行と称す）に 2,000,000,000 ドンを納付しなければならない。

2. 労働派遣企業は法律を遵守し、銀行の規定に従ってデポジット納付手続きを行う。労働派遣企業が手続きを完了させ、デポジットを納付した後、銀行は企業に労働派遣事業デポジットの証明書を発給する。

第 17 条 デポジットからの金利

労働派遣企業は銀行との合意により、デポジットからの金利を受け取ることができる。

第 18 条 デポジットの追加納付

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 資金がデポジットの口座から引き出された日から 30 日以内に、労働派遣企業は本政令第 16 条の規定に従って、デポジットを十分に追加納付しなければならない。
2. 本条第 1 項に定める期限後、労働派遣企業がデポジットを十分に追加納付しない場合、銀行は労働傷病兵社会事業省に通知する責任を負う。

第 19 条 デポジットの返済

労働派遣企業は、以下の場合にデポジットを返済される。

1. 企業が労働傷病兵社会事業省大臣から、労働派遣事業許可書を発給・再発給しない、または没収するという通知を受けた場合
2. 労働傷病兵社会事業省大臣から、労働派遣事業許可書没収の決定がある場合

第 20 条 デポジットの引き出し

1. デポジットは以下の場合に引き出される。
 - a) 労働派遣企業が、給料支払期限の日から 60 日後に派遣労働者に給料を支払うことができない場合
 - b) 労働派遣企業が労働監査の決定を受領した日から 60 日以内に、本政令第 15 条の規定に基づき、派遣労働者に補償することができない、または補償しない場合
 - c) 3 ヶ月連続で社会保険料、医療保険料、失業保険料の納付を行わない、または納付が遅れる場合
2. 労働派遣企業のデポジットの引き出しや返済の手続きは、銀行と関連法律の規定に従って行われる。
3. 銀行は、本政令第 21 条の規定に基づき、労働傷病兵社会事業省大臣の文書による指導を受けないかぎり、労働派遣企業にデポジットの引き出しを許可しない。

第 21 条 デポジット使用に対しての労働に関する国家管理機関の権限と責任

1. 労働傷病兵社会事業省大臣は、本政令第 15 条の規定を履行するために、労働派遣企業にデポジットの引き出しを許可する。
2. 省レベル人民委員会は本政令第 15 条の規定に基づき、専門機関に労働派遣企業の派遣労働者への支払いや補償の観察を指導する。

第 22 条 銀行の責任

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 労働派遣企業のデポジットの口座開設、デポジットの納付、デポジット口座使用に関する規定およびこの口座に関する規定を遵守する。
2. デポジット口座を封鎖し、労働派遣企業と合意した預金利息でデポジットの残高に対して金利を計算する。月末にその金利を企業に払い戻して企業の預金口座に振り込むか、企業に現金で払い戻す。
3. 本政令附録3のフォームに基づき、労働派遣事業デポジットの証明書を企業に発給する。
4. 労働派遣企業が派遣労働者との契約に違反した場合、または派遣労働者の合法的権利と利益を確保しないことによる損害を起し、労働傷病兵社会事業省大臣から企業に支払い・補償をさせるという決定を受領した場合は、銀行は銀行サービス手数料を引いた後、支払い・補償が実施されるようにデポジット口座から費用を差し引く。
5. 本政令第18条第1項の規定に従って、損害の支払い・補償のためにデポジット口座から費用を差し引いた日から30日以内に、労働派遣企業にデポジットの追加納付を求める。30日を超えても労働派遣企業がデポジットを十分に追加納付しない場合、銀行は労働傷病兵社会事業省に通知しなければならない。
6. 労働派遣事業デポジットを受領する銀行は、本政令附録4のフォームに基づき、労働傷病兵社会事業省、ベトナム国家銀行に自ら銀行システムの労働派遣事業デポジットの受領状況について、四半期毎、遅くとも次の四半期の初月の15日に報告しなければならない。

第4章

労働派遣の実施可能な業務

第23条 労働派遣の目的

1. 一定期間での人材の急激な増加に一時的に応える。
2. 産休中、労働災害、職業病、または兵役義務を履行している、あるいは労働時間を減少している労働者の交代
3. 技術の専門レベルが高い労働者の使用需要がある。

第24条 労働派遣が禁止される場合

1. 労働争議・ストライキ中の企業である場合、またはストライキ、スト権を実施している、または労働争議の解決に参加している労働者を交代する場合
2. 労働派遣企業が、派遣労働者の労働災害や職業病の補償の責任について、労働派遣の受け入れ先と具体的に合意しない場合

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 組織・技術の変更、企業の吸収・合併・分割・分離、または経済上の問題の理由で解雇された労働者を交代する場合
4. 労働傷病兵社会事業省大臣と保健省大臣が公布したリストによる、生活条件が過酷な地域において働くための労働派遣を行う場合（その労働者がその地域に3年間以上住んでいる場合を除く。）、および派遣作業が、労働傷病兵社会事業省大臣が公布した業務リストに含まれる重労働、危険で有害な職業や仕事、または特別な重労働、特に危険で有害な職業や仕事である場合

第25条 労働派遣の実施可能な業務のリスト

1. 労働派遣の実施可能な業務は、本政令附録5で規定される。
2. 労働派遣は実施可能な業務のリストにある仕事のみ適用され、本政令第23条と第24条の規定を遵守しなければならない。
3. 本政令附録5で規定されているリストの修正・追加に関しては、労働傷病兵社会事業省が担当し、関連の機関と協力して検討した後、首相に提出する。

第26条 労働派遣の期間

1. 労働派遣の期間は、最大12カ月を超えないものとする。
2. 本条第1項で定める期限が切れた場合、派遣企業は、派遣期限が切れたばかりの派遣労働者を受け入れ先に引き続き派遣してはならない。

第5章

施行条項

第27条 労働傷病兵社会事業省の責任

1. 全国規模における労働派遣に関する国家管理を履行する。
2. 労働派遣企業と派遣の受け入れ先における労働に関する法規の遵守を監査する。
3. 労働派遣事業許可書の発給・再発給・延長または没収を行う。
4. 労働派遣企業の年次定期報告と不定期報告の制度を規定・指導する。

第28条 省レベルの人民委員会の責任

1. 労働派遣事業許可書の発給、デポジットの納付および労働派遣の実施可能な業務に関する本政令の規定の施行展開の指導を行う。

【仮訳】正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 本政令と関連規定の訓練・施行指導を行う。
3. 管理地域上の企業、機関、組織における労働派遣状況について観察を行い、6ヶ月に1回や1年に1回、定期的にまとめて労働傷病兵社会事業省に報告する。

第29条 施行効力

1. 本政令は、2013年7月15日から発効する。
2. 労働派遣事業許可書の発給・再発給または延長がされない場合、労働派遣を行っている労働派遣企業は、労働に関する法規に基づき、派遣労働者の合法的権利と利益を確保しなくてはならない。

第30条 履行の責任

1. 労働傷病兵社会事業省大臣は、本政令の履行の指導を行う責任を負う。
2. ベトナム国家銀行総裁は、労働派遣企業のデポジットの納付とデポジットの管理の指導を行う責任を負う。
3. 各大臣、省庁相当機関の最高責任者、政府直轄機関の最高責任者、および中央直轄省・都市の人民委員会委員長は、本政令を履行する責任を負う。

宛先

- 共産党中央秘書委員会
- 政府首相、各副首相
- 各省、省に相当する機関、政府管轄機関
- 中央直轄省・都市の人民委員会および人民評議会
- 共産党中央事務所、共産党の各部局
- 共産党書記長事務所
- 国家主席事務所
- 民族評議会および国会の各委員会
- 国会事務所
- 最高人民裁判所
- 最高人民検察院
- 国家金融監督委員会
- 国家会計監査
- 社会政策銀行
- ベトナム開発銀行
- ベトナム祖国戦線中央委員会
- 各団体の中央機関
- 政府事務所：担当大臣、各副担当者、政府首相アシスタント、政府のウェブサイト、各部局、各直属機関、公報
- 事務所用のファイル、科学教育部事務所（3通）

政府の代表 首相

グエン・タン・ズン

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

附録 1

(政府の 2013 年 5 月 22 日付 55/2013/ND-CP 号に添付)

労働傷病兵社会事業省

ベトナム社会主義共和国
独立—自由—幸福

第： /LDTBXH-GP 号

2013 年……月……日、ハノイにて

労働派遣事業許可書
労働傷病兵社会事業省大臣

2012 年 6 月 18 日付労働法に基づき、

労働派遣事業許可書の発給、デポジットの納付および労働派遣の実施可能な業務のリストに関する労働法第 54 条第 3 項の履行を詳細に規定する政府の 2013 年 5 月 22 日付 55/2013/ND-CP 号の政令に基づき、

……………企業の代表者の提案と法務部部長の提案を考慮し、
以下の通り制定する。

第 1 条 (企業名) という企業に労働派遣事業を行うことを許可する。

取引名：……………

企業登録証明書番号：……………

発行日：…………… 発行所：……………

本社住所：……………

電話番号：…………… FAX 番号：…………… 電子メール：……………

第 2 条 (企業名) ……………

は労働に関する法規を遵守する責任を負う。

第 3 条 本許可書は署名日から発効し、有効期間は……ヶ月である。

宛先：

- …
- …

労働傷病兵社会事業省大臣
(署名、印鑑と名前の明記)

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

附録 2

(政府の 2013 年 5 月 22 日付 55/2013/NĐ-CP 号の政令に添付)

企業名

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

2013 年……月……日、……にて

労働派遣事業許可書の発給（再発給、延長）の申請書

宛先：労働傷病兵社会事業省大臣

1. 企業名：.....

取引名：.....

2. 本社住所：.....

電話番号：..... ; FAX 番号：..... ; 電子メール：.....

3. 企業の法的代表者の氏名：.....

4. 許可書発給（延長）申請時点での法定資本：.....

労働傷病兵社会事業省大臣に労働派遣事業許可書の発給（延長）をして頂くようお願いいたします。

企業は労働に関する法規通りに責任と義務を果たすことを誓約致します。

添付書類に以下のものを含む。

1.....

2.....

3.....

社長

(署名、印鑑と名前の明記)

宛先：

- ...

- ...

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

附録 3

(2013 年 5 月 22 日付 55/2013/NĐ-CP 号の政令に添付)

ベトナム社会主義共和国
独立－自由－幸福

.....年.....月.....日、.....にて

労働派遣事業デポジットの証明書

労働派遣事業許可書の発給、デポジットの納付および労働派遣の実施可能な業務のリストに関する労働法の第 54 条第 3 項の履行を詳細に規定する政府の 2013 年 5 月 22 日付 55/2013/NĐ-CP 号の政令に基づき、

銀行（銀行支店）：.....

住所：.....

電話番号：.....

以下のことを認証します。

企業名：.....

本社住所：.....

口座主：.....

口座主の肩書：.....

納付したデポジットの総額：.....

文字で書かれる金額：.....

銀行：.....

納付した日付：年.....月.....日

口座：.....

受け取り金利：.....

銀行（銀行支店）：.....

社長

(署名、印鑑と名前の明記)

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

附録 4

(政府の 2013 年 5 月 22 日付 55/2013/ND-CP 号に添付)

労働派遣事業デポジットの受領状況報告書

(.....年.....四半期の報告書)

宛先： 労働傷病兵社会事業省
ベトナム国家銀行

銀行（銀行名）：.....

住所：.....

電話番号：..... FAX 番号：.....

企業名（口座主）	デポジットの金額
労働派遣企業：	
1.	
2.	
...	
合計：	

社長

(署名、印鑑と名前の明記)

注：商業銀行の支店が労働派遣事業デポジットを受領した場合でも、上記の報告書を作成し、商業銀行（本社）に提出する必要となる。商業銀行（本社）は、全ての報告書をまとめて労働傷病兵社会事業省、ベトナム国家銀行に提出する責任を負う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

附録 5

労働派遣の実施可能な業務のリスト (政府の 2013 年 5 月 22 日付 55/2013/ND-CP 号に添付)

項番	作業名
1	通訳・翻訳・速記
2	秘書・行政アシスタント
3	受付
4	旅行ガイド
5	セールスサポート
6	プロジェクトサポート
7	生産機械システムのプログラミング
8	テレビ機器、通信機器の製造・設置
9	建設機械、製造電気システムのオペレーション・検査・修理
10	建物、工場の掃除
11	資料の編集
12	ボディガード・ガードマン
13	電話でのマーケティング・カスタマーケア
14	金融、税金に関する問題の対応
15	自動車の修理・オペレーションチェック
16	産業用のスキャン、製図・インテリアのデコレーション
17	運転